従事者共済会

3月末日退会者の届出はお早めにご準備ください

3月分の入力再開(2月19日)から共済会システムにて 3月末日退会者の届出入力が可能です。



従事者共済会事業につきましては、常日頃よりご理解を賜り、深く感謝申し上げます。また、本年 1 月からの各種届出の完全電子化にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

例年3月は、1 年を通じて最も退会者が多い時期となります。共済会システムには「未来申請」の機能があり、 当月の 1 か月前から届出を入力いただくことができます。3月末日退会の場合、2月 19 日から「解除届」「受給申請」の入力が可能となります。ぜひ早めの届出入力をお願い申し上げます。未来申請で入力された届出は、当月10日の届出期限後に承認されます。それまでの間は、システムからの取消や変更が可能です。「受給申請」入力後、出力された受給申請書に加入者の自署を受け、従事者共済会までご郵送いただく必要がありますので、ご注意ください。

≪退会手続きの際、特にご注意いただきたいこと≫

◆貸付金制度を利用中の加入者

共済会から貸付を受けている方が退会される場合は、4 月 10 日必着で別途手続きをしていただく必要があります。お早めに共済会までご連絡ください。

◆他法人に転職される加入者

法人間転出・転入の条件を満たし、加入期間を継続する場合は解除届ではなく「法人間転出届」入力・保存をしてください。また、出力される「パスワード等通知書」を印刷して、転職先の施設に郵送してください。転職先施設が、受け取った「パスワード等通知書」を元に「法人間転入届」の入力・保存をすることで、「法人間転出・転入」の手続きが完了します。

◆退職後に帰国予定の外国人従事者

従事者共済会では海外送金を行いませんので、必ず帰国前に退職共済金が受給できるよう手続きをすすめてください。外国人従事者が退職後すぐに母国に帰国する等の理由により、通常のスケジュールで退職共済金を受け取ることが難しい場合は、一定期間送金日を早めることができます。共済会までご連絡ください。

受給申請書を郵送する前にご確認ください

□共済会システムにて「受給申請」の入力はお済みですか?



死亡による退職で遺族や相続人が受取人となる場合を除き、届出様式から受給申請書を 作成された場合は、必ずシステムからの受給申請の入力をお願いします。

- □加入者ご本人の署名が書かれていますか?
- □指定された金融機関の□座名義(カタカナ)は間違いありませんか?

東京都社会福祉協議会·従事者共済会 TEL 03-5283-6898

https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/index.html

システム入力のご不明な点は お気軽にお問い合わせください